

# 千葉県環境審議会 鳥獣部会 議 事 録

日時 平成 24 年 9 月 4 日（火）  
午後 1 時 26 分～3 時 01 分  
場所 ホテルプラザ菜の花  
3 階「菜の花」

## 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 鳥獣部会長あいさつ .....	2
3. 千葉県有害鳥獣・三番瀬担当部長あいさつ .....	2
4. 議事録署名人の指名 .....	3
5. 議案審議	
議案第1号 平成24年度のニホンジカの狩猟（案）について .....	3
議案第2号 銚子鳥獣保護区の指定（案）について .....	12
議案第3号 夷隅鳥獣保護区の拡大（案）について .....	15
6. その他 .....	18
7. 閉 会 .....	19

## 1. 開 会

司会 定刻より若干早いですが、委員の皆様お揃いいただきましたので、ただいまから千葉県環境審議会鳥獣部会を開催いたします。

委員の皆様には、お暑い中、御多忙中のところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます県自然保護課の始関でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

当審議会は、千葉県環境審議会運営規程第9条により原則公開となっておりますが、議案によっては非公開にすることもできます。

本日の議案につきましては公開でよろしいのではと考えておりますが、皆様、御賛同いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

(傍聴者 入場)

司会 本日御出席されている委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず、部会長の吉田部会長です。

次に、向かって右側の委員の方を御紹介いたします。

木下委員です。

鈴木委員です。

羽山委員です。

岡委員です。

次に、向かって左側の委員を御紹介いたします。

小野田委員です。

勝山委員です。

安田委員です。

なお、中村委員におかれましては、所用のため、本日、御欠席されるとの連絡がございました。

次に、事務局につきましては、

中岡 有害鳥獣・三番瀬担当部長。

今泉 自然保護課長。

自然保護課の鈴木副参事兼鳥獣対策室長。

大澤副主幹。

千葉副主査です。

議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

お配りしてあるものは、

- ・次第
- ・鳥獣部会出席者名簿
- ・鳥獣部会座席表
- ・議案

となっております。御確認をお願いいたします。

本日の議事進行は会議次第により進めていただきますので、よろしくお願いいたします。  
本日の鳥獣部会ですが、部会委員数9名中8名の委員の御出席をいただいておりますので、千葉県行政組織条例第33条第7項の準用規定により、本部会が成立しておりますことを報告させていただきます。

## 2. 鳥獣部会長あいさつ

司会　はじめに、吉田鳥獣部会長から御挨拶をいただきます。

吉田部会長　皆さん、こんにちは。本日は、お暑い中、また9月に入りまして皆さん公私ともにお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の議案は、知事から諮問がございました「平成24年度のニホンジカの狩猟について及び鳥獣保護区の指定等について」御審議をいただくということでございます。

ニホンジカにつきましては、私が会長を務めます「千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）検討委員会」において7月19日に検討した結果です。ニホンジカに関しては、関係する市町、あるいは猟友会や農業関係団体の皆さんの御協力もありまして、被害は減っておりますし、また捕獲頭数も昨年と比べ大変増えてはいるのですが、拡大はまだ防げてない。むしろ分布の拡大はしている状況であるということもございまして、さまざまな方法でこれからもこの捕獲は行っていかなくてはいけないわけでございます。狩猟というのはその一部ではございますけれども、本日はその方法について御審議いただくということでございます。

また、鳥獣保護区につきましては、新規指定が1件、区域の拡大が1件、合計2件の御審議をいただきます。

皆様に十分な御審議をいただきまして知事に答申したいと考えておりますので、どうぞ議事進行に御協力のほど、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

司会　ありがとうございました。

## 3. 千葉県有害鳥獣・三番瀬担当部長あいさつ

司会　続きまして、環境生活部の中岡担当部長から御挨拶を申し上げます。

中岡有害鳥獣・三番瀬担当部長　皆様、こんにちは。本日は大変お忙しいところを鳥獣部会に御出席いただきまして、ありがとうございました。

さて、本日御審議いただく3件の議案についてですが、今、部会長からもお話がございましたが、はじめにニホンジカの件ですが、「第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画」に基づき、できる限り捕獲数の総量規制につながるよう制限等を加え、狩猟を実施することについての御審議をいただくものでございます。

続きまして、鳥獣保護区については、同じく昨年度末に策定した「第11次千葉県鳥獣保護事業計画」に基づき、「銚子鳥獣保護区」を新規指定に、それから「夷隅鳥獣保護区」については区域を拡大するというので、それぞれ御審議いただくものでございます。

詳細につきましては後ほど各担当から御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方にあつては、今後とも御指導、御助言をお願い申し上げまして、開会にあつたの挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

司会　それでは、これより審議をお願いいたします。

部会の議事進行は、千葉県行政組織条例第 33 条第 7 項の準用規定により部会長が議長を務めることになっておりますので、吉田部会長をお願いいたします。

吉田部会長　御指名いただきましたので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

本日の議事録は、後日、事務局で作成し、本日御出席の委員の皆様方の御了承を得た上で公開することとなります。

また、議事録ができるまでの間、公開する議事要旨については、事務局が作成し、私、部会長が了承の上で公開することで御了承をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

#### 4. 議事録署名人の指名

吉田部会長　続きまして議事録署名人選出ですが、議事録署名人の指名については議長一任でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田部会長　それでは、

小野田 委員

勝 山 委員

をお願いしたいと存じます。よろしく願いします。

#### 5. 議案審議

##### 議案第 1 号 平成 24 年度のニホンジカの狩猟 (案) について

吉田部会長　それでは、平成 24 年 8 月 22 日付けで知事から千葉県環境審議会に諮問があり、当部会に付議された 3 議案があるわけですが、そのうち、まず、議案第 1 号「平成 24 年度のニホンジカの狩猟 (案) について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (大澤副主幹)　第 1 号議案「平成 24 年度のニホンジカの狩猟 (案) について」、御説明いたします。

まず、案件に入る前に、ニホンジカをめぐる状況について説明いたします。お手元の資料に移る前に、簡単に説明してから資料の説明に入らせていただきますので、よろしく願いいたします。

全国の状況ですが、国は、昭和 22 年からこのニホンジカの生息数が全国的に減少したことを受けて、全国でメスジカの捕獲禁止を行いました。その後、ニホンジカの生息数が増加したため、農業被害や植生等への被害が深刻化したことから、平成 19 年にメスジカについて捕獲禁止の措置を解除して、「1 日 1 人 1 頭まで」の捕獲制限を設けた上で、オス、メスとも狩猟が可能となったところです。

なお、この国による制限は、都道府県の判断により解除することが可能です。

次に県内の状況ですが、千葉県のカシノヅカは、房総半島南部に孤立して生息する個体群です。捕獲による圧力の影響を受けやすく、絶滅の危険性があったため、本県では昭和36年からカシノヅカの捕獲を禁止しました。

これにより、国の規制と併せ、性別に関わらずカシノヅカの捕獲が禁止となりました。

その後、農林業被害が深刻化したため、カシノヅカ、メカシノヅカを含め市町等による有害鳥獣駆除が実施されてきました。

また、狩猟については、カシノヅカの捕獲を一部解禁するなど、その時々状況により随時見直しを実施してきたところです。

それでは、「議案第1号」と書かれた資料の4ページ、「1 将来的に維持すべき目標頭数」を御覧ください。

県内のカシノヅカは孤立した貴重な個体群でもあることから、平成17年4月に「千葉県特定鳥獣保護管理計画（カシノヅカ）」を策定し、将来に維持すべき目標頭数を1,000～1,500頭とし、生息数の調整を図っているところです。

なお、現在、「千葉県特定鳥獣保護管理計画（カシノヅカ）」は第3次の計画となっております。

同じく4ページの「2 推定分布域」を御覧ください。

平成23年度に推定分布域の調査を行ったところ、1,772 km<sup>2</sup>との結果となりました。これは10年前の440 km<sup>2</sup>に比べ分布域が約4倍に拡大していることが確認されております。

ここで、飛びますが、資料10ページを御覧ください。

カラー刷りの千葉県南部の地図ですが、23年度の調査の生息域を示しています。赤線で示しているところが23年度調査で確認された生息域です。

カシノヅカはアオキを好んで食べますが、他の在来の鳥獣は食さないことから、アオキの葉に食べられた痕があるかないかを調べております。

平成22年度までの調査では、調査地域の末端までこのアオキの食痕が確認されていたため分布域の確定が不完全だったのですが、平成23年度の調査で分布の最前線を確定することができました。

なお、特定外来生物であるキョンも同地域に生息しており、キョンは小型のシカの仲間であり、カシノヅカ同様アオキを食べる生物ですが、体の大きさを考慮して、地上1m以上に食痕があった場合はカシノヅカの生息を示すものとして調査を実施しております。

その結果、分布域ですが、房総半島南部地域に広く、北限は市原市の北部のユニット（I13）まで広がっており、千葉市の隣接部地域まで拡大していましたが、第3次計画で拡大した地域のうち、千葉市と大網白里町での生息は確認されませんでした。南限は南房総市南部及び館山市中部地域にあり、旧千倉町まで拡大していましたが、最南端の旧白浜町での生息は確認されませんでした。

資料の4ページに戻っていただきまして、「3 捕獲数」を御覧ください。

平成23年度の捕獲数の合計は、市町等による捕獲が2,299頭、県捕獲が182頭、狩猟による捕獲が189頭、合計2,670頭であり、平成22年度に比べ21.1%増加しました。

なお、県捕獲は、個体数の調整及び効果的な捕獲方法の検証のために22年度から実施している野生鹿個体数調整モデル事業で捕獲したものです。捕獲方法は、箱わなとくくりわなを使用しました。

下にある捕獲数の推移のグラフを御覧ください。平成 18 年度から 21 年度まで県による捕獲はありませんでしたが、これは、平成 18 年度にニホンザルの県捕獲事業において銃の誤射による死亡事故が発生したため、ニホンジカの県捕獲も中止したためです。

5 ページの「4 推定生息頭数」を御覧ください。

平成 23 年度末の推定生息数は、県合計で 7,742 頭でした。

なお、野生獣の推定頭数は誤差を含むものですが、考えやすくするために中位値により結果の評価をしています。

第 2 次計画に基づき個体数の調整を行ってきた 2 次計画の対象区域内において、生息数の増加が見られております。また、分布域の拡大に伴い、第 3 次計画で新たに対象とした区域の生息数を加算した結果、県内全体の生息数は 12.4% の増加となりました。

5 ページ下のグラフを御覧ください。

先ほど説明したとおり、平成 21 年度から 23 年度の生息調査により生息域の拡大が確認され、拡大地域の生息数を加算したために生息数が大幅に増加しているという状況です。

6 ページの「5 農業被害」を御覧ください。

ニホンジカによる農業被害について説明いたします。

生息数の増加及び生息域の拡大が進んでいるところですが、防護柵の設置や捕獲等の効果もあると思われ、被害額は平成 12 年度以降減少し、平成 16 年度からは概ね 500 万～700 万円の間で推移している状況です。

生息頭数は大幅に増加していますが、新たに拡大した地域では生息密度が低く、農業被害は顕著化していない状態のため、被害金額、被害面積に生息数の増加の影響は現れていないものと思われま

す。しかしながら、今後、新たに拡大した地域の生息密度が増えた場合、農業被害が発生・増加してくる可能性があります。

また、平成 23 年度の農業等に対する全加害鳥獣の中でニホンジカの占める位置は、被害金額順位で 9 番目、被害金額合計に占める割合は 1.5% です。

県の実施している生息数調整に係る対策は、資料の 7 ページ、「7 平成 24 年度のニホンジカ保護管理計画事業」を御覧ください。

一つ目として、従来から実施している市町村の実施する捕獲事業に対する補助事業の「野生猿鹿保護管理事業補助金」があります。

二つ目として、本日御審議をお願いしている案件にあたる「狩猟」の実施があります。

第 3 次の計画では、狩猟については、安全面とニホンジカ個体数の安定的維持や適正な保護管理に支障を来すことがないように、銃猟では入猟者承認制度に基づく必要な規制の下に行うこと、網猟、わな猟、銃猟ともできるだけ総量規制を行うこととしており、市町等による捕獲と比べ補助的な位置づけとなっております。

通常

の狩猟は狩猟者登録をすれば実施できますが、入猟者承認制度は、知事の事前承認がなければ狩猟者登録だけでは狩猟できないようにするという規制です。具体的には、ニホンジカの銃猟者が特定の市町村に集中しないように、市町村ごとに人数の上限を定める方法で規制を行っています。

三つ目として、県の捕獲事業があります。

これは、先に御説明したように、市町等の捕獲事業及び狩猟による捕獲数は年々増加し

ているところですが、生息数を抑えるには至っていないことから、銃以外の安全な方法で個体数の調整、効果的な捕獲方法の検証のため実施することとした事業です。

同じ7ページの「6 平成23年度ニホンジカ猟の状況」を御覧ください。

平成23年度の状況ですが、銃猟は、承認限度数28チームに対し、承認チーム数が20チーム、不承認チームはありませんでした。1猟期1人当たりの捕獲数制限10頭までのところ、各チームの1人当たり捕獲数は0～0.78頭で、上限に達したチームはなく、平均は0.36頭でした。

網猟及びわな猟ですが、1猟期1人当たりの捕獲数制限20頭までのところ、網猟で捕獲した狩猟者はありませんでした。わな猟の捕獲数は、1～20頭で、上限に達した狩猟者が1名おりました。平均は4.19頭でした。

それでは、本日の案件である狩猟の必要な規制について説明いたします。

1ページ、議案第1号を御覧ください。「平成24年度のニホンジカの狩猟（案）について」です。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第14条第3項による国の捕獲規制「1日1人1頭まで」の解除及び第12条第2項による千葉県独自の捕獲規制の実施並びに同条第3項による銃猟における入猟者承認制度を導入する、という内容でございます。

詳しい内容については、3ページの別紙を御覧ください。

内容は、平成23年度とほぼ同様です。

網猟及びわな猟は、国の捕獲規制「1日1人1頭まで」を解除し、千葉県独自の捕獲規制として「1人1猟期30頭まで」とする規制を行い、県内全域を対象にニホンジカの網猟及びわな猟を実施したいというものです。

銃猟では、知事の事前承認制、「入猟者承認制度」と呼んでおりますが、これにより場所、人数等の必要な規制を行いたいというものです。

具体的な内容は、一旦、県内全域のニホンジカ猟を禁止し、この表に示しているニホンジカが主に生息する市町村で入猟者承認制度に基づき市町村を単位とする場所及び人数制限を行うとともに、1人1猟期10頭までとする捕獲規制を行った上で、10名から20名までを1チームとするニホンジカの銃猟を行うものです。

先ほど、「23年度の内容とほぼ同様」と申しましたが、一つだけ変更点がございます。23年度の変更点は、網猟及びわな猟の捕獲制限ですが、23年度はわな猟は上限である20頭を捕獲した狩猟者がいたこと、ニホンジカの推定生息頭数が増加し続けていることから、24年度は、これまでの「1人1狩猟期間中20頭まで」というのを「30頭まで」に変更して捕獲の制限を行うものです。

2ページを御覧ください。

根拠法令は、国の規制解除は法第14条第3項「捕獲禁止等の一部解除について」に当たり、県が定める規制案が法第12条第2項「捕獲禁止及び制限」、第3項「狩猟の事前承認」に当たります。

期間は、平成24年11月15日から平成25年2月15日までです。

理由ですが、本県では、平成23年度に「第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）」を公聴会、千葉県環境審議会等を経て策定したところですが、同計画の中で、「狩猟を効果的かつ安全に機能させるため、網猟・わな猟は県全域で解禁（国の規制解除）、



銃猟は入猟者承認制度に基づく必要な規制の下で解禁（国の規制解除）し、できるだけ捕獲数の総量規制が可能となる措置を講ずる。狩猟の規制内容は、毎年度の実施状況を踏まえて検討する。」となっています。このため、今年度も平成 24 年 7 月 19 日に開催した「千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）検討会」の検討を経て採決され、その後、条件付きの方が 1 名おりましたが、すべての利害関係人の方から「賛成」との意見をいただいております。先に説明した別紙（案）のとおり、制限を加えた上でニホンジカ猟を実施することとしたい。

また、安全対策の強化のため、引き続き県が主催する講習会の受講を義務付け、講習会受講者が 10 名以上の承認候補チームの講習受講者を承認することとし、無事故・無違反への指導に努めたいと考えております。

なお、議案について御検討いただいた「千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）検討会」の委員名簿は資料の 12 ページに、利害関係人名簿は資料の 13 ページに付けてありますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。

吉田部会長　　ありがとうございました。

ただいま事務局からございました説明について、皆さんから御質問や御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

岡委員　　7 頁の各市町村の申請チーム数に差があります。また、10 頁の分布図では分布が広範囲に及んでおり、図中に赤、黄色で示されたような、ニホンジカのアオキ食痕の地域差がみられます。たとえば、房総半島最南端では今のところ食痕はないが、すぐ北の南房総に非常に濃い食痕帯があります。また分布の最北エリアに近い茂原市近くでも、そうした濃い分布帯があります。野生動物の保護管理の視点で、分布前線を突破させたくないかどうか。突破しても、農業被害が起こらない作付けをしているエリアでしたら良いのですが、農業被害が予測されるエリアでは、狩猟申請者を掘り起こす必要もあり、薄いエリアでは捕獲を抑制する必要もでてくるように思いますが、どのようにされているのでしょうか。

事務局（大澤副主幹）　　まず 1 点目ですが、10 ページの生息域の見方ですが、中心部分はドットが何も無いところがありますが、ここについては既に生息が確認されていて生息密度も高いということで、生息域の境界を確認するためにこういった調査をしていますので、一番濃いところでは調査をしていないということになります。ここの部分がシカの生息密度が一番高いところで、この地域を中心に銃猟について解禁していくということです。

確かに、岡委員が言いましたとおり生息域は広がっておりまして、北上しているところですが。県としても、また 7 月に開催した検討会の中でも、生息域が北上するのは食い止めなければいけないという認識は持っております。ただ、狩猟については、こういったニホンジカの生息数の調整といったところから見ると補助的な位置づけとなっております、それよりも市町村での捕獲事業や県の捕獲事業でそういった数の調整を図っているところですが。

特に生息域の北上を抑えるために、今年度、県の捕獲事業は、頭数的には全体の捕獲頭数に占める割合は多くはないですが、北上するのを防ぐために、ある程度地域を絞って、北限になるちょうど内側のところで県捕獲を実施しようということ、今、計画しているところですが。

回答になっているかわからないですが。

岡委員　　そうしますと、この申請者については、申請が上がってきたら原則として認める、上がってこないところは別の対策を考えるというところでしょうか。

事務局（大澤副主幹）　　上がってきたところについては、上限を超えない限り、義務付けた講習会を受講すれば認めていく。上限を超えた場合は、上限以内に収まるようにセレクトしていく。上限に満たないところについては、空いたままそのままという形をとります。

岡委員　　わかりました。

吉田部会長　　10 ページの図だけ示したので誤解が生じたかもしれませんが、中心部が密度が高いことは確かで、周辺部は、密度は低いのですが、分布は拡大するということです。やっぱり狩猟者としては獲れるところに進出していく。狩猟で言えばそういうことになると思います。また、周辺部は人家もたくさんありますので、周辺部は狩猟というよりは市町の捕獲や県の捕獲事業という形で対処していく、そういうやり方ではないかと思っております。

ほかに御質問、御意見はございますか。

羽山委員　　これは猟友会長さんに伺ったほうがよろしいのかもしれないですが、他県に比べてかなりいろいろ規制をかけてきたと思うのですが、実際に7ページの昨年度の実績を見ると、限度数に対してかなり下回った希望しか出ていない。これは、これ以上シカの銃猟をやりたいという方がもう既にいっしょらなくてこの状態なのか、それとも規制が厳しすぎてそれが抑止されてしまっているのか。このあたりは、今後のことを考えると、動向として狩猟にどの程度の個体数調整の機能が期待できるのかということがわからないので、ちょっと教えていただきたい。

事務局（大澤副主幹）　　狩猟に限って言えば、千葉県ではどうしてもイノシシの被害も大きいので、イノシシのほうがメインのターゲットになっているのではないかと考えております。シカにつきましては、基本的には千葉県では安全対策第一ということでやっておりますので、特に県が生息数の調整について狩猟にかなり期待しているというところでないのは事実でございます。

吉田部会長　　鈴木委員、何か補足することはございませんか。

鈴木委員　　捕獲の方法に問題があると思うんですよ。今、1チーム 10～20 名というチームでやっております。7 ページに、承認するチームに達しない地域があります。ゼロとか、7 から5とかありますが、御宿は、「見られない」という我々会員の話がありまして、これに応募する方もいない。変わりました君津や富津、南房総の方面は、山が大きいんですね。10 名、20 名のチームではなかなか囲い込みができない。そういうこともありまして、捕獲がかなり難しいという点もございまして、ハンターといたしましては、獲れるところ、多いところ、そういうところに集中するのではないかと考えております。

それと、一言申し上げさせていただきますが、狩猟によるシカの捕獲ということでお話がありますが、これは「狩猟」では誤解を生むのではないかと。「入猟制度による狩猟」と言うだけであれば、一般の方もこの狩猟をする方々の理解をしていただけるのではないかと、このように申し上げさせていただきます。

会員の中からも、今日も出かける前に話がありましたが、最大 30 名くらいのチームにしてくれれば効果が上がるのではないかと、そういうことも言われております。ちょっと

検討していただければと思います。

羽山委員　　そういう規制をさらに緩和することで入猟者数が増やせるのであれば、それも今後検討すべき課題であると思いました。

それから、これは事務局への質問ですが、今回の上限を考えますと、28 チームで各チームが 30 頭までという制限を加えていますが、そうすると、全部もしこれが獲りきれれば 1 シーズンに 840 頭ですね。これを総量規制の枠にしなかった理由は何なのかということ。

もう 1 点は、これは性別とか大人・子供の区別をしておりますが、実際には個体数を調整しようと思うのであれば大人のメスを獲るのが最も効果的なので、どうしてそこに規制を加えないのか、教えてください。

事務局（大澤副主幹）　　千葉県では、この入猟制度に基づく銃猟については安全を第一と考えて実施することに主眼を置いているということで、今までそういった検討はなされてこなかったのかなど。ただ、私も今年度から担当になったので、過去こういった検討がされたかどうかはわからない部分もあるのですが、そういった形で今年度については検討してこなかったということで、貴重な御意見をいただきましたので、今後、そういったことも踏まえて検討会等でも検討していければと考えます。どうもありがとうございます。

吉田部会長　　後半の、性別とか年齢とか、シカの捕獲数のことについては、何か補足がありましたら。

事務局（大澤副主幹）　　狩猟については、特に性別、年齢等については検討してございません。

羽山委員　　そうすると、市町村での捕獲、あるいは県での捕獲というのは、性別の区別はされているのですか。

事務局（大澤副主幹）　　獲る際の区別はしていませんが、すべてデータにつきましては性別の区別をしたもので整理しております。

羽山委員　　安全ということを盛んにおっしゃっていますが、市町村や県の捕獲というのは銃猟は使われていないのですか。

事務局（大澤副主幹）　　市町村捕獲については銃を使っております。市町村の地元の方が捕獲に携わっておりますので、よく山も知っているということで、それについては市町村にお任せして銃による有害捕獲もやっております。狩猟につきましては、その地域の人が必ずしもそこに入るというわけではないので、安全面に注意した形で、と。県の捕獲は、銃猟は使っておりませんので、わなでの捕獲ということになっております。

羽山委員　　実際この第 3 期計画とかそういった背景になるデータを見ていないのでピントはずれなことばかり申し上げているのかもしれないですが、そもそも最初に掲げた 1,000～1,500 頭という目標頭数ですが、「将来的」にというのは一体いつ頃なのかということと、実際には全然減ってないわけですね。これは今後どう……。減らすということであれば、狩猟にしても、それ以外の捕獲にしても再検討が必要ではないかと思いますが、その目標時期、あるいはスケジュールがもしあれば教えてください。

事務局（大澤副主幹）　　将来的に 1,000～1,500 頭ということで、植生に対する影響、農業被害等も踏まえて、房総地域ではこの数がいれば、シカの種の保存といいますか、シカの個体保護管理についても十分だということで設定しておりますが、将来いつまでの目標だという年限を切っている目標ではございません。羽山委員がおっしゃるとおり、実際に増え

ておりますし、どうするのだという話もありますが、基本的には、今、増加率は千葉県だと34%ぐらいと推定されているのですが、その増加率以上に捕獲していくというのがやっとの現状であるのは確かでございます。ただし、実際に増えてしまっているということで、その増加率を掛けた分以上に捕獲してはいるのですが、ただ、推定頭数がかなり幅があるということで、その中位値を使っているということで、推定頭数自体にもずれがあるのかなという問題が一つあると思います。

それから、今、シカだけではなくて、千葉県ではイノシシがかなりの被害を出しておりまして、このイノシシ対策というのは一番重要になっているところです。シカのほうも重点的に捕獲圧を高くして捕獲していきたいというところもございますが、従事者、人手の問題、また予算の問題等もありまして、なかなかそういった思いきった対策が取れないというのが実情で、今のところは増えないような形で少しでも減らしていくという形で対策をとっていききたいと考えています。

羽山委員 おっしゃっていることはよくわかりました。

いずれにしても、今おっしゃられたことが現実だとすると、やはり推定生息数の基数が間違っているということになります。ですから、絶滅寸前ということであれば別ですけれども、予測される数の上限値を基数として、短期間捕獲をすることで、もしそれが減れば個体数はわかりますので、減るまでは個体数はわからないので、そこは早急に検討すべきではないかということが1点。

それから、予算が限られているのだとすると、先ほど申し上げたように、捕獲の上限がかなりまだ及んでないという中では、なるべく大人のメスに捕獲を制限していく。そういう手法がぜひ必要だと思います。

事務局（大澤副主幹） 御意見ありがとうございます。

一つだけ補足させていただきますと、生息数が急激に増えているというのは、ひとえに生息域の調査で生息域が拡大したということで、そこについては一律に1km<sup>2</sup>当たり3.9頭いるだろうということで積み上げの数値もありますので、その分で急激に増えてしまっているというところがございます。今、羽山委員の御指摘があったとおり、今後、そういったことを踏まえながら検討を重ねていきたいと思っております。ありがとうございます。

吉田部会長 私もちよっと加えますと、全く減っていないわけではなくて、一番中心部のユニットのところでは捕獲の成果も上がって減少傾向のところもあるので、今までやってきたことは無駄ではなくて、それなりに成果を上げているわけですが、5ページにあるような推定で生息頭数が増えている分は、第2次計画から第3次計画という形で計画地域を広げたときに一定の密度を面積にかけておりますので、それで増えているということがございます。ですから、分布の中心部のところでは今までのようなユニットでの管理をきちっとやって、もう少し捕獲の成果というものをちゃんと評価できるようにしていかなければいけないと思うし、広がっていくところはより幅のある数値を足してしまっていますので、見かけ上、非常に増えてしまっているわけです。この辺りについては、関係する市町などの協力も得ながら、出てきたものについては獲っていく。あるいは県のほうでも、手薄なところは県の事業でも獲っていくというやり方でやっていかなければいけないと思いますが、羽山委員がおっしゃるとおり、それが子供を産むメスが多いのか、あるいは、周辺地域では食痕は見られますが、外に出てくるオスが多いのであれば、そこで子供が生

まれているわけではありませんので、そういったことも勘案しながらこれからきちっと保護管理していくということがこれからの課題ではないかと思っております。

羽山委員　今の部会長の御発言を伺って、先ほど 34%の増加というお話だったのですが、これは非常に高いですね。これがどこでも同じ状況で増えているのか、全体を平均して 34 というのはちょっと考えにくいので、ということは実際に捕獲された個体の妊娠率とか年齢構成というものから補正をしていかないとエビデンスがわからないので、ですからそこはきちっとそういったデータで検討していただければいいのではないかと思います。

吉田部会長　ほかに質問、御意見はございますか。

岡委員　この議案と直接に関係ありませんが、よろしいでしょうか。

前回ですが猟友会の会長さんが心配されていた放射能被曝の問題です。シカや他の野生動物を撃つのはいいのだけれど、撃った鳥獣がどのくらい被曝しているか、憂慮しているとお話でした。

千葉県に放射性物質が降下した事実はぬぐえないわけなので、捕獲して食用にされる方がある程度の被曝リスクを負うのはやむ負えないかなと思います。不本意にも放射能とはこれから長い付き合いになりますから、有害鳥獣駆除などの野生動物管理事業に相乗りして、野生動物がどの程度、放射性物質に被曝する、あるいは、しているか、動物の種類、群れ、年齢、性などで汚染の程度に差があるか、経年で変化していくのかの全貌を把握し、長期予測を立てることが必要になるだろうと思います。

そのためにあたりに捕獲するのは経費も手間もかかりますので、現在の有害鳥獣駆除制度を使って、捕獲した鳥獣の体の一部を捕獲時に提出される情報と共に収集する。こうしたことが必要だと思っております。

議案とは離れますが関連すると考え、述べさせていただきます。

吉田部会長　これに関しては、事務局は、コメントとか、何か県内でやっていることはございますか。

今泉自然保護課長　放射線の関係で、野生動物へのいろいろな影響ということで、今は狩猟の話をしているのですが、狩猟で捕獲した例えばイノシシ、シカについても、当然口の中に入る可能性が出てくるということで、県としては、私ども環境部局とはまた違うのですが、農林の部局のほうで、定期的にといいますか、一定の期間でサンプルを採取して、例えばイノシシがどの程度放射線の影響があるのかというサンプルをとっておまして、その結果を公表するような形にしております。狩猟者の方たちはそれを参考にさせていただくということですが、まだ始めて間もないのですが、非常に高い数値が出ているというような結果はまだ出ておりません。まだ非常に低い数値で収まっているという状況でございます。

岡委員　県内の放射性物質の動態をつかむことが大切だと思います。たまたま撃って、この値だったから皆さん大丈夫ですよという情報提示では、おそらく今後おさまらないだろうと思います。しっかりしたデータを積み上げ全体像をつかむことが、放射能汚染の今後の動態を読み取る上で必要だろうと思います。今後何十年にもわたって影響を受けるものですので、「皆さん心配しないで下さい」ではなく、生活者としてどう構えて暮らしていくかを示すことが必要だと思います。必要なのは、そのための裏づけです。有害鳥獣駆除の現行制度に相乗りをすれば大きなお金をかけずにできうということなんです。

吉田部会長　ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

吉田部会長 なければ、議案第1号「平成24年度のニホンジカの狩猟(案)について」、原案どおり了承することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田部会長 御異議ないものと認めまして、原案どおり了承することといたします。

## 議案第2号 銚子鳥獣保護区の指定(案)について

柴田部会長 次に、議案第2号「銚子鳥獣保護区の指定(案)について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(千葉副主査) お手元の資料の議案第2号をお開きください。「銚子鳥獣保護区の指定(案)について」ということで、別紙のとおり、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第28条第1項第2号により銚子鳥獣保護区を指定するものです。

次のページに、案ということで、内容、根拠法令、期間、理由についてですが、次のページから始まる指定計画書(案)のほうで詳細に説明させていただきますので、御了承願います。

もう1ページ開いていただいて、ページ番号1から説明いたします。

まず、指定計画書(案)の内容の構成についてですが、ページ番号1～4は指針の内容を記したものです。5～6ページにはその保護区の中で生息する鳥獣のリスト、7～9ページには位置図及び鳥獣保護区のエリアを囲ったものを付けております。10～16ページには、8月頃に現地で現地の状況を確認するために写真を撮影してまいりましたので、御覧いただきながら審議をお願いできればと思います。

それでは、指定計画書(案)の説明に入りますので、1ページにお戻りください。

「1 保護に関する指針等」です。

「鳥獣保護区の名称」ですが、「銚子鳥獣保護区」という名称になります。

「鳥獣保護区の区域」ですが、9ページをお開きください。こちらは写真撮影の箇所を示した位置図ですが、①と示したところがこの鳥獣保護区の起点となる荒谷架道橋という総武本線の高架になったところになります。こちらの①から②に入りまして、銚子大橋のたもと、そこから東に向かって導流堤、護岸堤、防波堤を經由して、⑥の最も東端の護岸堤の東端に到達しまして、そこから南西のほうに下がりまして、海鹿島、犬吠崎、長崎鼻を点々として、道路を經由した後に銚子電気鉄道のラインを北上して、⑬を過ぎた辺りから総武本線に合流、そこから最初の起点である①までを囲ったところを銚子鳥獣保護区として予定しております。

資料のページ番号1にお戻りください。

「(3) 鳥獣保護区の存続期間」についてですが、銚子鳥獣保護区は新規指定ですので、平成24年11月1日から平成34年10月31日までの10年間としております。

2ページ、「(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針」です。

「ア 鳥獣保護区の指定区分」です。銚子鳥獣保護区については、集団渡来地の保護区ということで設定を考えております。この集団渡来地の保護区というのは、集団で渡来する渡り鳥及び海生哺乳類の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖、沼、

岩礁などの必要な地域について指定しているものです。鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、餌場や休息の場、ねぐらとするための場所も可能な限り含めるものとしています。

次に、「イ 鳥獣保護区の指定目的」です。当地域は、利根川河口部の新生漁港から長崎鼻までの沿岸部及び内陸部の森林から構成され、自然環境に恵まれた渡り鳥の渡来地として適した環境を形成している区域です。沿岸部はウミネコ、セグロカモメ等が中継地として利用し、内陸部はマヒワ、キビタキ等多様な渡り鳥が渡来するため、集団渡来する渡り鳥の保護のため重要な区域と認められることから、集団渡来地の保護区として指定し、当地域に渡来する渡り鳥等の保護を図るものとしています。なお、区域内及び周辺において野生鳥獣の密漁取締りや狩猟者への指導、監視等を実施し、鳥獣の保護繁殖を図るものとしします。

次に、「2 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積」です。保護区全体の面積としては964haでございます。

その形態別内訳ですが、林野、農耕地、水面、その他とございまして、水面が全体の約4割を占めるような状況です。これが銚子鳥獣保護区の特徴とも言えるところだと思います。

次に所有者別内訳ですが、国有地、地方公共団体有地、私有地と公有水面がございまして、国有地に関しては、君ヶ浜国有林という国有林があり、33haの内31haが保安林の指定を受けております。

次に、「他の法令（条例を含む）による規制区域」です。

自然公園法による地域が504haでございます。8ページをお開きください。これは銚子鳥獣保護区の全体の地図ですが、緑色の斜線部分が国定公園になります。先ほど述べた国有林の保安林は、青い線で囲まれた120林班というところですが、この自然公園法ですが、これは優れた自然の風景や自然景観、野生のままの動植物を含む自然地域を対象としてこれらを保護し、人々の野外レクリエーション利用等のために指定された公園のことであります。地区内での規制の内容により特別保護地区や特別地域等がございまして、今回の該当区域の中では、水郷筑波国定公園があり、普通地域と特別地域が該当しております。

次に千葉県風致地区条例についてですが、こちらは178haの面積が該当しております。こちらの条例は風致地区についてですが、市街地として開発されつつある地域で、周囲の景観と調和する静かな住宅地として維持すべきものから、良好な自然的環境を形成している水辺、樹林地、あるいは神社仏閣と一体となった社寺林など、現在の風致をそのまま保全したい地域を指定したものです。こちらについても開発行為等の規制があります。銚子鳥獣保護区については風致地区が3カ所あり、犬吠崎風致地区、海鹿島風致地区、川口風致地区の指定がございまして。

次に、3ページ、「3 指定区域における鳥獣の生息状況」です。

(1)の「イ 地形、地質等」ですが、利根川の新生漁港から黒生漁港まで導流堤と内湾が続き、黒生から長崎先鼻までは岩礁の多い海岸が続いております。沿岸部は海岸植物が生息している砂地と崖地、埋立地は浚渫した土砂の堆積地や砂礫地などがあります。内陸部は、新生町から川口町の間は住宅や畑の割合が多いのですが、黒生から長崎鼻の間は、住宅地のほか、台地と低地の間には斜面林が続きます。また、海岸に面しているところで

は、君ヶ浜国有林のような規模の大きな防潮林や中小規模の林が点在しております。

「ウ 植物相の概要」です。沿岸部は、潮風や乾燥に強いハマエノコロ等の一年生植物からトベラ等の低木のものまで多くの海岸植物が生息し、クロマツによる大規模な保安林が形成されています。内陸部は、台地と低地の間にスダジイを中心とした常緑広葉樹の斜面林が点在しています。

「エ 動物相の概要」です。鳥類では 45 科 151 種もの動物が確認されており、カモメ類を主とした海鳥の種類と個体数が多く、岩礁地帯ではウ類やシギ・チドリ類が羽を休める姿が見られます。保安林や斜面林では、越冬するマヒワ、キクイタダキ等が見られ、春と秋にはキビタキやムシクイの仲間等の多くの渡り鳥を見ることができます。獣類では 8 科 8 種が確認されていますが、君ヶ浜国有林内でノウサギやニホンリスが、斜面林ではタヌキやハクビシンの姿を見かけることがあるのですが、頭数としては減少しております。

「(2) 生息する鳥獣類」。先ほど説明の中でも申し上げましたが、鳥類は 45 科 151 種、獣類は 8 科 8 種が確認されております。詳細については、5 ページ、6 ページに確認された鳥獣のリストがございますので、御覧ください。

次に 4 ページ、「(3) 当該地域の農林水産物の被害状況」です。

なぜ指定計画書の中にこのような内容を盛り込むかと申しますと、鳥獣保護区の指定については周辺地域の農林水産業に影響を及ぼすことが多いので、現状の状況を記すものとして記載しているものです。

過去 3 年間の有害鳥獣捕獲許可件数ですが、御覧のようになっています。銚子市、旭市については 1 件ないし 2 件ですが、匝瑳市については少し多目になっておりますが、「※」での注釈がございますように、清掃センター内の捕獲用のわながありまして、そちらで年 4 回という頻度の高い申請があるために、ほかのところに比べて件数が多くなっております。特段、匝瑳市において被害が大きいというわけではありません。

加害鳥獣の種名及び被害作物等については、御覧のようになっております。全体的に鳥類による農作物の被害が多く挙げられております。

次に、「4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関すること」ですが、この法第 32 条と申しますのは、法 28 条第 1 項第 11 号に鳥獣保護区内に営巣、給餌、給水等の施設を必要に応じて設置することができる定めがあるのですが、そのために損害を受けた場合に補償をしなければならないという内容が 32 条で規定がございます。これに関しては、鳥獣保護区内には今申し上げたような施設を設置する見込みはございませんので、現時点で損失補償請求の見込みはなしと考えております。

「5 鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項」です。

鳥獣保護区用の制札として 36 本を計上しております。こちらは、保護区のエリアが誰が見てもわかるような形で看板を 36 本、エリアをぐるっと囲むように立てるものです。

案内板については 2 基計上していますが、こちらについては、銚子鳥獣保護区の位置や地図、概要について載せまして、銚子鳥獣保護区の内容について県民の方に周知をお願いするために設置するものです。

指針の説明は以上になります。5 ページ、6 ページは鳥獣の生息リスト、7～9 ページは図面関係、10 ページ以降は写真になりますので、御覧いただければと思います。

以上でございます。



吉田部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、御質問や御意見はございますか。

(「なし」の声あり)

吉田部会長 特に御質問等ございませんようでしたら、お諮りしたいと思います。

それでは、議案第2号「銚子鳥獣保護区の指定(案)について」、原案どおり了承することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田部会長 御異議ないものと認め、原案どおり了承することといたします。

### 議案第3号 夷隅鳥獣保護区の拡大(案)について

吉田部会長 次に、議案第3号「夷隅鳥獣保護区の拡大(案)について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(千葉副主査) 議案第3号を御覧ください。

夷隅鳥獣保護区の拡大について。別紙のとおり、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項第2号により、夷隅鳥獣保護区を拡大するものです。

詳しい内容につきましては、ページ番号1をお開きください。

最初に、先ほどと同様、資料の大体の内容を説明させていただきますと、1～4ページが指針の内容になっております。5～6ページが生息が確認された鳥獣のリスト、7～9ページが図面関係、10～19ページが現地の写真になっております。必要に応じて御覧ください。

それでは、指針の内容に入らせていただきます。

「1 保護に関する指針等」です。

「鳥獣保護区の名称」は、「夷隅鳥獣保護区」となります。

「鳥獣保護区の区域」ですが、8ページをお開きください。南のほうから、勝浦市、御宿町、夷隅市の2市1町にまたがった広大な面積を網羅している保護区になります。こちらの保護区は既に指定されている保護区ですが、今回お諮りする議案では拡大ということで、ではどういうことが拡大かと申しますと、勝浦市の下の部分、拡大したところがありますが、こちらの部分が該当になります。こちらは中側に入り込んだ細い道のところが今までの鳥獣保護区のエリアだったのですが、国道の付け替え工事により外側に道路が配置転換されたために、今回はこの道路を境界として保護区を新たに設定するというものです。

資料の1ページにお戻りください。

「(3) 鳥獣保護区の存続期間」ですが、平成24年11月1日から平成34年10月31日までの10年間としています。こちらの夷隅鳥獣保護区は新規ではなくて更新ということになるのですが、平成24年度がちょうど更新の時期に当たりましたので、今年度からのスタートということで10年間を設定しています。

2ページ、「(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針」です。

「鳥獣保護区の指定区分」ですが、夷隅鳥獣保護区については、森林鳥獣生息地の保護区という指定を受けています。この森林鳥獣生息地ですが、森林に生息する鳥獣の保護を

図るため森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保に努めるために指定するものです。多様な鳥獣が生息する地域や鳥獣の生息密度の高い地域を含むようにして設定しております。

「イ 鳥獣保護区の指定目的」です。当地域は、夷隅市から勝浦市までの沿岸部及び夷隅郡御宿町から勝浦市までの内陸部から構成され、自然環境に恵まれた鳥獣の生息環境を形成している区域です。沿岸部はウミウ、クロサギ等、内陸部はオオタカ、サンバ等が生息し、また夷隅川河口や堰にはカモ類が渡来するため、多様な鳥類の生息地として重要な区域と認められていることから、森林鳥獣生息地の保護区として指定し、当地域における鳥獣の保護を図るものとします。なお、区域内及び周辺において野生鳥獣の密漁取締りや狩猟者への指導、監視等を実施し、鳥獣の保護繁殖を図るものとします。

「5 鳥獣保護区の拡大理由」です。拡張区域は以前より良好な鳥獣の生息環境となっている夷隅鳥獣保護区に隣接する地域であり、一体的な管理が望ましいと考えられています。また、現場で容易に確認できる国道 297 号を区域境界として新たに使用することで、鳥獣の生息環境の保全や管理が適切になされる上、狩猟の適正化及び住民の安全確保が図られるものと考えられています。

「2 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積」です。総面積は 5,646ha。既に夷隅鳥獣保護区として指定されていた面積が 5,306ha ですので、340ha の増になっています。この 340ha が先ほど説明した道路の付け替えによって膨らんだ面積すべてかと申しますと、実はそうではなくて、夷隅鳥獣保護区を指定した際はある程度粗い縮尺の地図上で手作業で面積を計測していたのですが、今回の更新及び拡大にあたり、改めて電子地図上で面積を再計測いたしました。この結果、精度の高い数字を得ることとなり、それにより以前の数字との誤差が明らかになりました。今回の道路付け替えにより純粋に拡大される面積は 5.3ha ほどで小さいのですが、保護区面積の修正という意味合いを兼ねて今回の拡大に含め、案を作成させていただいております。

次に面積の形態別内訳です。林野、農耕地、水面、その他とございまして、林野が約 4 割を占めております。

所有者別内訳は、国有地、地方公共団体有地、私有地、公有水面がございまして、私有地が最も多くなっております。

次に、3 ページ、「(3) 他の法令（条例を含む）による規制区域」です。

先ほどの銚子鳥獣保護区と同様に、自然公園法による地域は 1,128ha が指定されています。これは南房総国定公園ということで、特別保護地区、特別地域、普通地域という 3 種類が分布しております。

そのほかに文化財保護法による地域があり、113ha ございますが、これは主に遺跡などが該当しています。

「3 指定区域における鳥獣の生息状況」。

「(1) 当該地域の概要」。

「イ 地形、地質等」。夷隅川河口周辺地域は、河口周辺海岸と三軒屋川流域、江場土川流域等で、潟湖や湿田、耕作放棄地、畑や住宅の散在する地域です。沿岸部は海岸砂丘となっており、北端のいすみ市の太東崎付近、旧大原町の塩田川以南の沿岸で、岩礁から崖地、海岸丘陵へと続いています。内陸部の山間地域は、御宿台や興津台等、既に林地開

発され宅地化されたところもあります。

「ウ 植物相の概要」。沿岸部にはクロマツの保安林や天然記念物指定の太東海浜植物群落地があります。そのほかはササ類を中心とした海岸特有の林となり、房総北限のマルバチャノキやウバメガシ、ノシラン等が自生しております。内陸部の山間地域では、東または南斜面の山林でスダジイ等を中心とした常緑広葉樹林が多く、北寄りに面した山林はスギを中心とした人工林であり、間には谷津田が見られますが、耕作放棄地が目立っております。

「エ 動物相の概要」です。鳥類では 42 科 165 種が確認されており、海洋と水辺、里山の鳥が同時に見られる外房最大の鳥類生息地となっています。夷隅川河口一帯ではシギ・チドリ類やカモメ類、沿岸部ではウ類やサギ類、カモメ類が生息しています。海岸丘陵の藪状の林内では、ウグイス、メジロ等が生息し、内陸部の山間地域ではヤマドリ、フクロウ等の森林性鳥類とオオタカ等が生息しています。獣類では 13 科 21 種が確認されており、ノウサギ、タヌキ、イノシシ、キョン等が生息し、山間地域ではニホンザルやニホンジカも多数生息しています。また、和泉浦と日在浦ではスナメリが見られ、アカウミガメの産卵地となっています。

4 ページを御覧ください。

「(2) 生息する鳥獣類」。先ほど説明いたしました、鳥類は 42 科 165 種、獣類は 13 科 21 種の生息が確認されております。生息する種類につきましては、5～6 ページの別紙の表を御覧ください。

「(3) 当該地域の農林水産物の被害状況」です。

過去 3 年間の有害鳥獣捕獲許可件数を載せてございます。

その下には、加害鳥獣の種名及び被害作物等を載せていますが、銚子の鳥獣保護区に比べて小型獣類による被害が多いことが特徴的になっております。

「4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関すること」。夷隅鳥獣保護区についても給餌施設や給水施設等の施設を設置する予定はございませんので、現時点で損失補償請求の見込みはなしと考えております。

「5 鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項」です。鳥獣保護区のエリアをわかりやすくするための制札については 30 本を計上。鳥獣保護区の内容を周知するための案内板については 1 基を計上しております。

指針の内容は以上になります。

吉田部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問や御意見はございますか。

羽山委員 利害関係者からの意見聴取で、反対が 3 件出て…… 1 名は保留ですね。反対派の区域を除いた区域となるのですが、反対があった区域はどのあたりでしょうか。

事務局（千葉副主査） 8 ページの図面を御覧いただきまして、上のほうの「一宮町」と書いてある文字の下に「和泉」という地区名が読み取れますでしょうか。

9 ページのほうのわかりやすいですね。⑰と書いてあるところですが、実は今回の夷隅鳥獣保護区の拡大のメインがちょうど⑰という文字が落ちている三角形のところ、ここが鳥獣保護区ではなくて江場土特定猟具使用禁止区域が設定されたところになります。こちらにも堰や沼などが多く、カモ類が多く飛来するために、今回、夷隅鳥獣保護区への編入

を考えていたのですが、農作物への鳥獣被害を懸念する地元の方々の御意見が強く、今回の拡大の中には含まれておりません。その点についての反対が2件と、あと、いすみ市から「地元の意見を尊重するように」ということで1件の意見を頂戴しております。

羽山委員　これはほかの保護区についても同じことだと思いますが、いずれにしても指定と同時に管理計画がないと、結局、地域の方は同じような懸念をどこでもされると思います。ですから、鳥獣保護区だからといって一切の捕獲が禁止されるわけではありませんし、そういった場合には具体的にこうやって対策をするとか、これはセットだと思うのです。そういう方針がぜひ必要かなと思う。これは意見ですけれども。

アライグマが生息しているわけですね。これだけの種類の鳥が営巣していて、また、ここはウミガメの産卵地域にもなっている。海外ではウミガメの産卵地がアライグマの影響で壊滅したという報告もあります。ですから、こういった外来鳥獣は、当然ここを維持していく上で集中的な対策が必要な場所であるとか、そういう具体的な管理計画が必要ではないかと思います。

事務局（千葉副主査）　ありがとうございます。確かに反対となりました江場土の区域の方々も、鳥獣の生息地には適していて、そちらのほうを保護したいという状況はわかっていたのでありますが、やはり経済活動である農林水産業という観点から見ると反対するというようなことになっているようです。鳥獣保護区になったとしても、委員がおっしゃったように、有害鳥獣捕獲に対応できるということになるべく説明して御理解いただいているようにはしているのですが、まだまだちょっと時間がかかるのかなといったような状況です。ただ、今後も根強く地元の方に説明しまして、何とか御協力いただけるようにしていきたいと思っていますところです。

次のアライグマに関しましては、確かにいすみ市のほうでは、被害が懸念されている鳥類の関係よりも、四つ足の小型獣類の有害捕獲許可の件数がとても多い地域ということで把握しておりますので、そういった御心配についても注意していきたいと思っております。

吉田部会長　ほかに御質問、御意見ございますか。

（「なし」の声あり）

吉田部会長　ございませんようでしたら、お諮りしたいと思います。

議案第3号「夷隅鳥獣保護区の拡大（案）について」、原案どおり了承することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

吉田部会長　御異議ないものと認め、原案どおり了承することといたします。

以上で審議を終了いたします。

## 6. そ の 他

吉田部会長　次第で「その他」となっていますが、事務局から何かございますか。

事務局（始関班長）　特に今回はございません。

吉田部会長　委員の皆様から何か御意見等ございますか。

羽山委員　私はニホンザルの特定計画の検討会で会長をやらせていただいておりますので、一つ要望させていただきたいのですが。

私は直接見ていないのですが、朝日新聞の千葉県版でアカゲザルとの交雑問題が取り上げられたそうですけれども、この問題については、従来から県のほうも大変御努力されていろいろな対策をしてきているのですが、いかんせんこのアカゲザルは非常に個体数が多い地域なもので、それからニホンザルの生息域も非常に広い。こういう中で対応していくのは非常に大変な状況であるということは重々承知しているのですが、しかしこのまま行きますと取り返しのつかないことにもなりますので、財政が厳しい中で大変御努力はいただいていると思いますが、引き続きこの対策を。特に交雑の状況をいち早く確認して、そういったところではニホンザルの群れに対しても積極的な捕獲が必要であるという方針を打ち出しておりますので、交雑がこれ以上拡大しないようによろしくお願ひしたいということを一言申し上げさせていただきます。

吉田部会長　ありがとうございます。

事務局から何か一言ございますか。

鈴木鳥獣対策室長　今、羽山委員からありました朝日新聞で早急に対策ということについては、私どもも承知しております。

羽山委員には検討会の会長さんもやっていただきまして、本当に感謝しております。

その検討会の中でまたもんでいただいて、交雑の防止及び猿害の防止について我々も肝に据えて取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

吉田部会長　ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

ございませぬようでしたら、本日の審議結果については、環境審議会運営規程第6条の規定により、当審議会の会長の同意を得た上で、審議会の議決として知事に答申されることとなります。

以上ですべての議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。

それでは、これをもちまして議長の務めを解かせていただきます。ありがとうございました。

司会　吉田部会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様には、お忙しい中を御出席いただきまして慎重なる御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

会議の冒頭で署名人として指名されました小野田委員、勝山委員におかれましては、後日、議事録ができ上がりましたら御署名をいただきに伺いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

## 7. 閉　　会

司会　以上で、本日の千葉県環境審議会鳥獣部会を閉会といたします。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

— 以上 —